

湖南省三雲地域旧東海道沿道地区の 景観づくりのガイドライン

(案)

～歴史街道東海道らしさを感じられる

心地よい街道の景観づくりを目指して～



湖 南 市

序章

1. ガイドラインの目的

「湖南省三雲地域旧東海道沿道地区の景観づくりのガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）は、湖南省景観計画第3章「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を補完するもので、特に同計画に定めた届出対象行為および景観形成基準の趣旨についてより分かりやすく解説することを目的としています。

良好な景観づくりに資する計画とするため、本ガイドラインの具体的な手法を参考に、行為の場所や周辺状況および行為の規模・用途などによりさまざまな創意・工夫をお願いします。

2. ガイドラインの対象

届出対象行為においては景観形成基準に適合する必要があるため、本ガイドラインは、届出制度の運用にあたって、景観形成基準との適合性を判断する際の資料となります。



3. ガイドラインの構成および各項目の内容

序章

ガイドラインの目的やその対象、構成についてや、景観づくりの基本的な考え方（景観づくりの理念、対象となる区域）を示しています。

第1章 景観計画に基づく届出について

届出の流れ、届出制度の解説について、フロー図等を用いて分かりやすく示しています。

第2章 届出の対象となる行為の解説

市内において届出の対象となる行為（届出対象行為）の種別や規模について、図を用いて分かりやすく示しています。

第3章 三雲地域旧東海道沿道地区の景観形成基準の解説

建築物及びかき・さく・塀等に関する基準について、「基準の考え方」と「具体的な配慮の内容」を示しています。

- 「基準の考え方」では、基準を設定した目的や趣旨を解説しています。
- 「具体的な配慮の内容」では、図や写真を用いながら具体的に配慮していただきたい内容を分かりやすく例示しています。ただし、例示であるため、基準の全ての内容を網羅したものでないことに留意していただく必要があります。

※工作物や土地の形質の変更等に関する基準については、「湖南省景観づくりのガイドライン」を参考にしてください。



4 景観づくりの基本的な考え方

(「湖南省景観づくり基本方針(平成25年4月)」より)

景観づくりの理念

本市において地域の特性に応じた独自の景観づくりを進めていくため、次のとおり景観づくりの基本理念と将来像を定め、積極的に景観づくりの取り組みを推進していくこととします。

《景観づくりの基本理念》

今、現にある景観資源を最大限に活かし、さらに市民と事業者、市が互いに協力し合って地域の魅力を高める景観づくりを進めることにより、だれもが心のゆとりや安らぎを覚え、地域への愛着と誇りを強く持つことができるまちの実現を図る。

そして“湖南省のブランド力”を高めていく。

※「ブランド力」とは、その名が広く知られ、魅力的で人を惹きつける力のことをいいます。

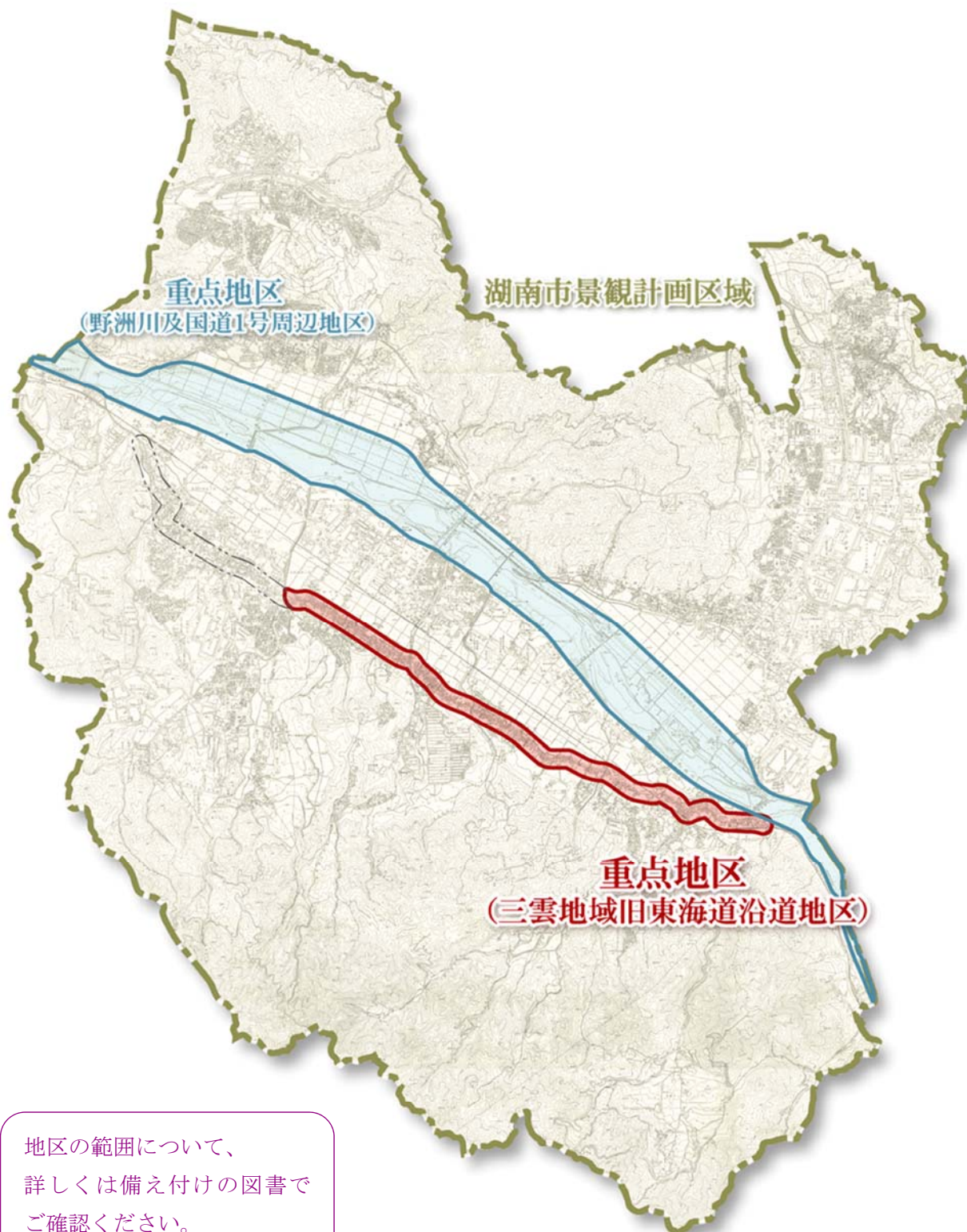
《将来像》

“ほっ”と和めるふるさと「こなん」

三雲地域旧東海道沿道地区 区域図

三雲地域旧東海道沿道地区は、市道旧東海道線旧東海道線4号橋から市道石部東線落合川橋までの間の道路境界から両側25mの範囲です。

敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地のすべてについて区域とします。



地区の範囲について、
詳しくは備え付けの図書で
ご確認ください。



第1章 景観計画に基づく届出について

湖南省景観計画に関わる届出（景観法第16条第1項または2項）の流れは、次のとおりです。

建築等の行為をしようと思ったら、まずは**市に相談**しましょう。

相談窓口：建設経済部 都市政策課

滋賀県湖南市中央一丁目1番地 / ☎0748-72-1290（代表）

「**湖南省景観計画**」で、湖南省の**景観づくりの理念・目標・基本方針**や、**行為を行う場所の景観方針**を確認しましょう。

「湖南省景観計画」は、市のホームページで確認できます。

高さや面積が、**届出の対象**となるかどうか、確認しましょう。

届出の対象となる行為の種類や規模については第2章（P8～）を参照してください。

届出の対象の場合

届出の対象外

事前協議 P6参照

景観法に基づく届出（景観法第16条）P7参照

湖南省景観計画との適合審査

届出内容が「湖南省景観計画」に記載された「景観形成基準」に適合しているかどうか、審査します。

不適合

適合

計画変更

助言・指導

計画の修正

必要に応じて、協議を重ねます

適合

指導拒否

勧告・変更命令

届出から30日以内

景観法に基づく協議の終了

（行為の着手の制限に係る期間短縮通知を交付します）

行為の着手

完了届

行為の完了後届出してください

原則として、三十日以内は工事の着手ができません

事前協議に関する事項

事前協議は、景観法第16条に基づく届出の徹底と、本市における景観形成基準の遵守について、できる限り早い段階で協議を行なうことにより、手戻りをなくし、本市の景観形成基準に適合した良好な景観づくりの実現を目的としています。

1) 事前協議に必要な書類等 (2部提出)

事前協議対象行為	書類および図面	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・行為が「景観法」の届出対象となる場合 ・行為が「景観法」の届出が必要かどうかを確認したい場合 	事前協議書	・景観計画区域内行為 事前協議書(様式第6号) ＜湖南省景観条例第14条関係＞
	位置図	・都市計画基本図(白地図・1/2500)に行為の場所を朱記
	配置図	・1/200以上、敷地内における建築物等の配置 ・門、塀の位置を表示 ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等の位置などを表示
	立面図	・1/200以上、2面以上(彩色が施されたもの) ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等も表示
	周辺写真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの
	行為の規模の概要書	・高さ、階数、敷地面積、延べ床面積、建築面積がわかるもの
	完成予想パース	・旧東海道沿道から見た状況がわかるパース、スケッチ、CGなど

※提出する図面の縮尺は、行為の規模により変更可能です。



景観法に基づく届出の手続き

1) 届出の必要な行為（景観法第16条1項、2項）

景観計画区域内においては、届出の対象となる行為（第2章P8参照のこと）のうち、建築確認申請が必要な行為を行う場合は建築確認申請を行う30日以上前に、建築確認申請が不要の行為の場合は、その行為に着手する日の30日以上前までに湖南市長に届出が必要です。また、届出した内容を変更する場合には、その変更に係る行為に着手する日の30日前までに湖南市長に変更の届出が必要です。

※届出後30日間は行為に着手できません。場合により90日間まで延長の可能性があります。
事前相談の段階で、景観形成基準に関して支障がない場合、届出以降、行為の着手までの期間が短縮されます。

2) 届出書の提出先

「景観計画区域内における行為の届出書」および「景観計画区域内における行為の変更届出書」に必要な書類は以下のとおりです。正副各1部を湖南市役所景観担当課まで届出してください。

3) 届出に必要な書類（2部提出）

- ① 景観計画区域内における行為の届出書（裏面：建築物または工作物の概要書）（様式第2号）
（変更の場合：景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第3号））
- ② 委任状（建築主以外の方が代理で届出を行う場合）
- ③ 添付図面（変更届出の場合は、配置図および立面図の提出とする）

行為の種類	図面	備考
建築物の建築等 または 工作物の建設等	位置図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記
	配置図	・1/200以上、敷地内における建築物等の位置を表示 ・門、塀の位置を表示 ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等の位置などを表示 ※変更届出書の場合は、配置図を添付してください
	立面図	・1/200以上、2面以上（彩色が施されたもの） ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等も表示 ※変更届出書の場合は、立面図を添付してください
	周辺写真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの

※その他必要に応じて、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。

（高層建築物等の完成パースやフォトモンタージュなど）

※提出する図面の縮尺は、行為の規模により変更可能です。

4) 完了届の提出（1部提出）

景観法の届出を行った行為が完了したときは、景観計画区域内行為完了届（様式第8号）と完成写真（2面以上添付）を速やかに湖南市長に提出してください。



第2章 届出の対象となる行為の解説

1. 三雲地域旧東海道沿道地区の届出の必要な行為

(法第8条第2項第3号関係)

届出対象行為

届出の必要な行為は以下の通りです。

届出の対象とならない行為であっても、景観計画の内容、地域の景観との調和に配慮をお願いします。

項目		行為の規模等
1	建築物の新築、増築、改築または移転	行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるものまたは高さが5mを超えるもの 太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置で、設置面積の合計が5m ² を超えるもの
	建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの 太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置で、設置面積の合計が5m ² を超えるもの
2	垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	行為後の高さが 1.5mを超えるもの、または長さが10mを超えるもの
	汚水または廃水を処理する施設	行為後の高さが 1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が100m ² を超えるもの
	送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物	行為後の高さが13mを超えるもの
	太陽光発電設備等	太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置面積の合計が10m ² を超えるものまたは高さが1.5mを超えるもの
	その他の工作物※	行為後の高さが5mを超えるもの

※その他の工作物

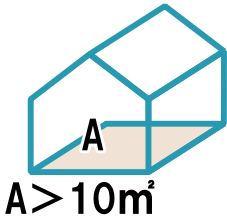

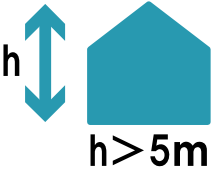
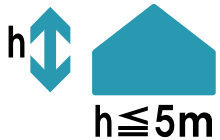
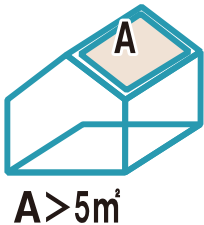
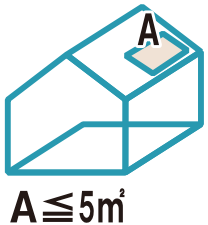
- (1) 煙突またはゴミ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く）
- (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	切土により生じる法面の高さが1.5mを超えるもの若しくは法面の長さが10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの
5	木竹の伐採	高さが5mを超えるもの
6	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが1.5mを超えるものまたはその行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの（堆積された物件を外部から見通すことができない場所での行為または、期間が30日以内の行為は除く）
7	水面の埋立てまたは干拓	盛土により生じる法面の高さが1.5mを超えるもの若しくは法面の長さが10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの

届出の対象となる規模の考え方

● 建築物の新築、増築、改築または移転

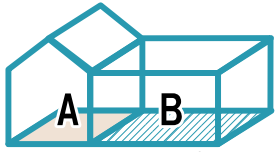
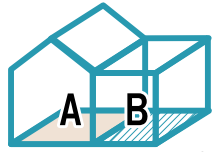


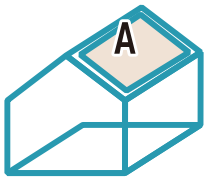
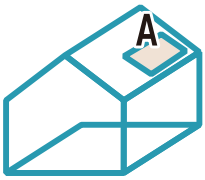
<新築・移転>

届出が必要な場合	届出が不要な場合
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の延床面積が10㎡を超える場合は届出が必要となります。  <p style="text-align: center;">$A > 10\text{m}^2$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の延床面積が10㎡以下の場合、届出は必要ありません。  <p style="text-align: center;">$A \leq 10\text{m}^2$</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さが5mを超える場合は届出が必要となります。  <p style="text-align: center;">$h > 5\text{m}$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さが5m以下の場合、届出は必要ありません。  <p style="text-align: center;">$h \leq 5\text{m}$</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する太陽光発電設備等の設置面積の合計が5㎡を超える場合は届出が必要となります。  <p style="text-align: center;">$A > 5\text{m}^2$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する太陽光発電設備等の設置面積の合計が5㎡以下の場合、届出は必要ありません。  <p style="text-align: center;">$A \leq 5\text{m}^2$</p>

※太陽光発電設備等の面積は、水平投影面積で判断します。

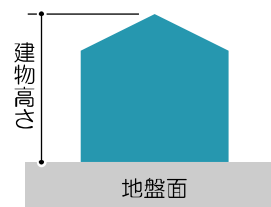
※届出が必要な建築物の新設、増築、改築もしくは移転に係る「垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの」を始めとする工作物の新設等の行為は、工作物の新設等で届出の対象となる規模以下のものについても届出の対象となります。

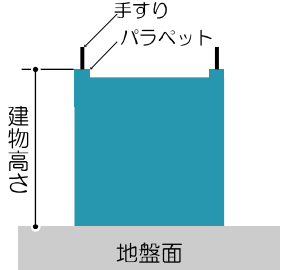
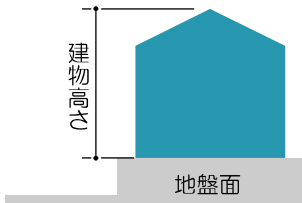
<増築・改築>

届出が必要な場合	届出が不要な場合
<p>・増築部分も含めた建築物の延床面積が、10㎡を超える場合、届出が必要となります。</p>  <p>$A+B > 10\text{㎡}$</p>	<p>・増築部分も含めた建築物の延床面積が10㎡以下の場合、届出は必要ありません。</p>  <p>$A+B \leq 10\text{㎡}$</p>
<p>・増築部分の高さが5mを超える場合は届出が必要となります。</p>  <p>$h > 5\text{m}$</p>	<p>・増築部分の高さが5m以下の場合、届出は必要ありません。</p> <p>・既存のものが5m以上で、増築部分が3mの場合、届出は必要ありません。</p>  <p>$h \leq 5\text{m}$</p>
<p>・建築物に付帯する太陽光発電設備等の設置面積の合計が5㎡を超える場合は届出が必要となります。</p>  <p>$A > 5\text{㎡}$</p>	<p>・建築物に付帯する太陽光発電設備等の設置面積の合計が5㎡以下の場合、届出は必要ありません。</p>  <p>$A \leq 5\text{㎡}$</p>

参考：建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号）

- ・原則は地盤面から屋上の突起物等を除いた最上端までの高さのことで
- ・屋上の突起物とは以下のものをいいます。
 - ⇒棟飾りや防火壁の突出部分
 - ⇒階段室やエレベーターの機械室でその面積が建築面積の1/8以下のもの


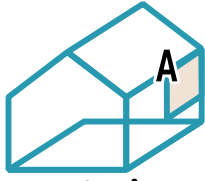
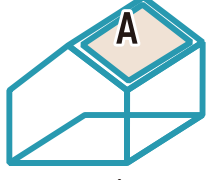
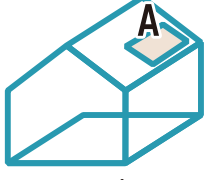


陸屋根（水平な屋根）で、パラペットや手すりがあるとき	前面道路と高低差があるとき
 <p>建物高さ 地盤面</p> <p>手すり パラペット</p> <p>建築高さは、地盤面からパラペット天端までの高さになります。</p>	 <p>建物高さ 地盤面</p> <p>前面道路等と建物の建っている地盤の高さが異なる場合は、建物の建っている地盤面からの高さになります。</p>

・平均的な高さ

2階建		3階建	
木造	RC造、鉄骨造	木造	RC造、鉄骨造
7.0m	8.0m	10.5m	11.5m





● 建築物等の外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

届出が必要な場合	届出が不要な場合
<ul style="list-style-type: none"> 行為に係る部分の面積の合計が 10 m²を超える場合は届出が必要となります。  <p>$A > 10\text{m}^2$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行為に係る部分の面積の合計が 10 m²以下の場合、届出は必要ありません。  <p>$A \leq 10\text{m}^2$</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する太陽光発電設備等の設置面積の合計が 5 m²を超える場合は届出が必要となります。  <p>$A > 5\text{m}^2$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する太陽光発電設備等の設置面積の合計が 5 m²以下の場合、届出は必要ありません。  <p>$A \leq 5\text{m}^2$</p>

※変更前と全く同じ色彩に塗りなおす場合も、「色彩の変更」に該当し、届出が必要となります。

● 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更

<垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの>

届出が必要な場合	届出が不要な場合
<ul style="list-style-type: none"> 行為後の高さが 1.5mを超える場合は届出が必要となります。  <p>$h > 1.5\text{m}$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行為後の高さが 1.5m以下の場合、届出は必要ありません。  <p>$h \leq 1.5\text{m}$</p>
<ul style="list-style-type: none"> 行為後の長さが 10mを超える場合は届出が必要となります。  <p>$l > 10\text{m}$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行為後の長さが 10m以下の場合、届出は必要ありません。  <p>$l \leq 10\text{m}$</p>

※垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁の高さは、原則として地盤面からの高さとしています。

<汚水または廃水を処理する施設>

届出が必要な場合
<ul style="list-style-type: none"> 行為後の高さが 1.5mを超える場合は届出が必要となります。 行為に係る部分の築造面積が 100 m²を超える場合は届出が必要となります。

<送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路

もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物>

届出が必要な場合
<ul style="list-style-type: none"> 行為後の高さが 13mを超える場合は届出が必要となります。

<太陽光発電設備等>

届出が必要な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・設置面積の合計が 10 m²を超える場合は届出が必要となります。 ・高さが 1.5mを超える場合は届出が必要となります。 	<p style="text-align: center;">$a+a+a=A > 10\text{m}^2$</p>

※太陽光発電設備等の面積は、水平投影面積で判断します。

※太陽光発電設備等の高さは、原則として地盤面からの高さとしします。

<その他の工作物>

届出が必要な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・行為後の高さが 5 mを超える場合は届出が必要となります。 	

● 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

届出が必要な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域面積が 1,000 m²を超える場合は、届出が必要となります。 	

● 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

届出が必要な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・切土により生じる法面の高さが 1.5mを超える場合は届出が必要となります。 ・法面の長さが 10mを超える場合は届出が必要となります。 ・行為に係る部分の面積が 100 m²を超える場合は届出が必要となります。 	

● 木竹の伐採

届出が必要な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の高さが 5 mを超える場合は届出が必要となります。 	

● 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

届出が必要な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 1.5mを超える場合は届出が必要となります。 ・その行為に係る部分の面積が 100 m²を超える場合は届出が必要となります。 	

● 水面の埋立てまたは干拓

届出が必要な場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・盛土により生じる法面の高さが 1.5mを超える場合は届出が必要となります。 ・盛土により生じる法面の長さが 10mを超える場合は届出が必要となります。 ・行為に係る部分の面積が 100 m²を超える場合は届出が必要となります。 	

届出の対象から除外する行為

ただし、以下の行為については、届出対象から除外します。

① 通常の管理行為、軽易な行為等

- ・届出の対象となる規模未満のもの
- ・地盤面下における行為
- ・工事に必要な仮設の工作物（建築物については、仮設であっても届出が必要です。）
- ・木竹の伐採で次に掲げるもの

- (1) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (2) 枯損した木竹または危険な木竹の伐採
- (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (4) 仮植した木竹の伐採
- (5) 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採

② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

③ 景観重要公共施設の整備として行う行為

④ 景観重要公共施設内における占用の許可を受けて行う行為

⑤ 法令または他の条例に基づいて定められた区域内で行われる行為

<法令または他の条例に基づいて定められた区域内で行われる行為の例>

- ・森林法（昭和26年法律第249号）に規定する地域森林計画の対象となっている民有林または保安林における開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他土地の形質の変更、木竹の伐採または水面の埋立て若しくは干拓で、同法による許可を要する行為。
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する都市公園
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する地区計画の区域
- ・史跡、名勝および天然記念物の指定地域、伝統的建造物群保存地区並びに重要伝統的建造物群保存地区

⑥ 国・地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為

※通知の対象としません。

<規則で定める公共団体等の例>

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人国立病院機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人水資源機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構
- (10) 国立大学法人
- (11) 地方住宅供給公社
- (12) 地方道路公社
- (13) 土地開発公社
- (14) 地方独立行政法人

<国の機関、地方公共団体、その他公共団体が行う行為の例>

- ・大規模建築物[※]等の新築等

※大規模建築物：高さ13m以上若しくは4階建て以上、または延床面積50㎡を超える建築物。



第3章 三雲地域旧東海道沿道地区の 景観形成基準の解説

景観づくりの方針

歴史街道東海道らしさが感じられる街並みづくり

～東海道に面して建ち並ぶ和風の家構えと豊かな緑が
街道の歴史を感じさせる風情ある景観づくり～

- ・いにしへの時代から現代、さらに将来へと続く歴史の積み重ねが感じられる街並みづくりを目指します。
- ・東海道として多くの人が行き交った往時を偲ばせる名所旧跡や伝統的な街並みが醸し出す独特の歴史的な雰囲気大切に、現代の暮らしやすさや豊かさ、安心安全との調和を図りながら、良好な景観づくりを進めます。
- ・日本瓦を乗せた勾配屋根の日本家屋、べんがら格子、板塀、土塀、生垣など和風の家構えが連続する街並みが、農地や山林、水路などの自然と一体となって風情を醸し出す地域固有の景観の継承を目指します。



街道に暮らす人々、

行き交う人々にとって心地よい共有空間づくり

～心を通わせ合う人々の“暮らし”と“おもてなし”が
行きかう人々の心とも響き合う景観づくり～

- ・安心安全に暮らすことができ、散策を楽しむことができる場として東海道の価値を見つめ直し、温かみのある心地よい空間づくりを目指します。
- ・東海道を軸に、訪れる人と住民に優しくきめ細やかな気持ちでおもてなしができる景観づくりを目指します。

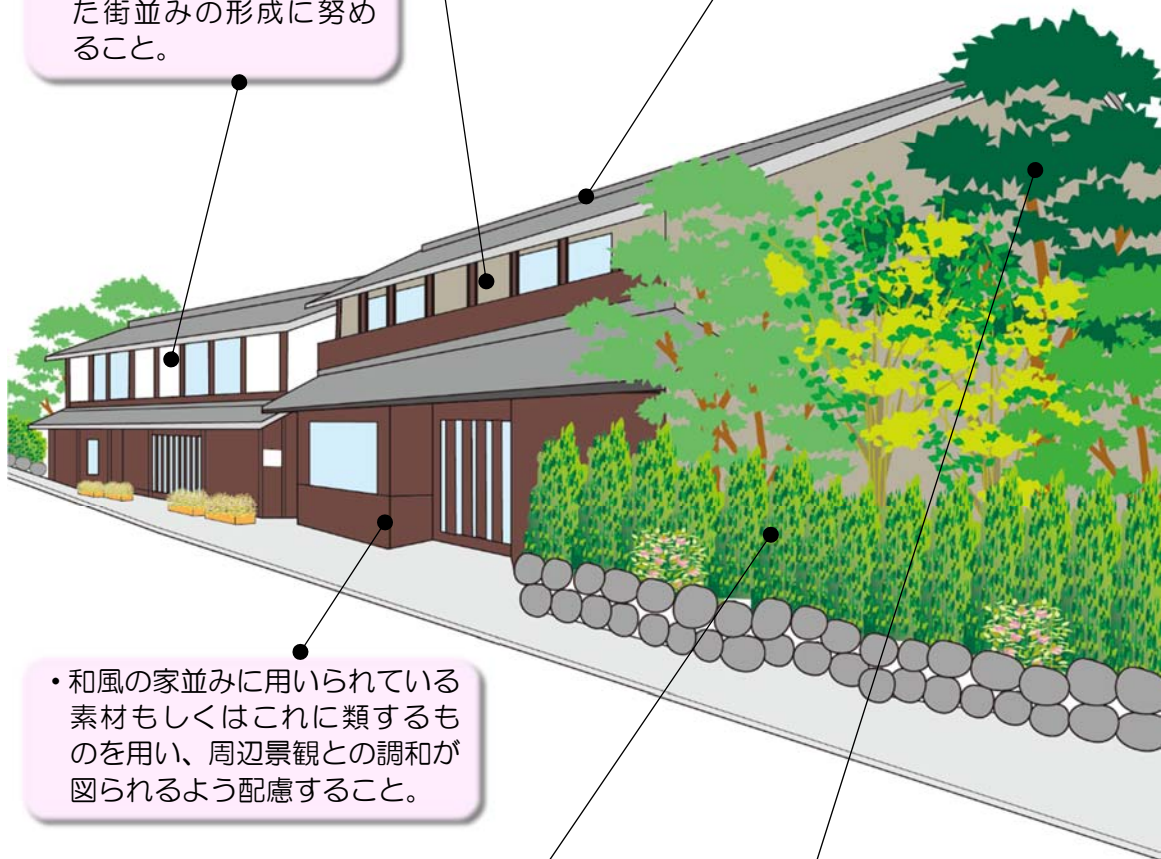


景観のイメージ

- けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図ること。

- 周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めること。

- 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻などの形態の屋根を持った地区または山稜もしくは樹林地がある地区では、原則として日本瓦ぶきまたはこれに類する素材を用い、勾配のある屋根を設けること。
- 和風の家並みと調和した屋根（勾配、向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。
- 勾配屋根は原則として適度な軒の出を有すること。
- 太陽光発電施設等を屋根の上に設置する場合は、旧東海道から望見できる場所には設置しないよう努めること。



- 和風の家並みに用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮すること。

- 旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀などを基本とすること。

- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮すること。

湖南省景観計画に定められている景観形成基準は、以下の項目ごとに設けられています。それぞれの基準の基本的な考え方は、該当するページをご確認ください。

「○」の基準については、「湖南省の景観づくりのガイドライン」をご確認ください。

景観づくりの方針		P14
1	建築物（建築物に付随する門および塀を除く。）の新築、増築または改築	P17
	1) 敷地内における位置	P17
	2) 形態	P18
	3) 意匠	P20
	4) 色彩	P21
	5) 素材	P23
	6) 敷地の緑化措置	P24
	7) 樹木等の保全措置	P26
2	垣、さく、へい（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するもの の新設、増築または改築	P27
3	太陽光発電設備の新設、増設または改設（地上）	P19*
4	門（建築物に付随するものを含む）の新築、増築または改築	P27
5	擁壁の新設、増築または改築	○
6	煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その 他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔、その他これらに類する もの、高架水槽の増築または改築	○
7	彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築	○
8	汚水または廃水処理する施設の新設、増築または改築	○
9	メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその 他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築	○
10	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその 他これに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施 設の新設、増築または改築	○
11	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む） の新設、増築または改築	○
12	建築物等の移転	○
13	建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	○
14	建築物等の外観の色彩の変更	○
15	土地の開墾その他土地の形質の変更（開発行為を含む）	○
16	木竹の伐採	○
17	屋外における物件の堆積	○
18	土石の採取または鉱物の採掘	○
19	水面の埋め立てまたは干拓	○

※：「太陽光発電設備の新設、増設または改設（地上）」の基準については、「建築物（建築物に付随する門および塀を除く。）の新築、増築または改築」の「形態意匠」の解説や、「彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築」の解説をご確認ください。

1 建築物（建築物に付随する門および塀を除く。）の新築、増築または改築

1) 敷地内における位置

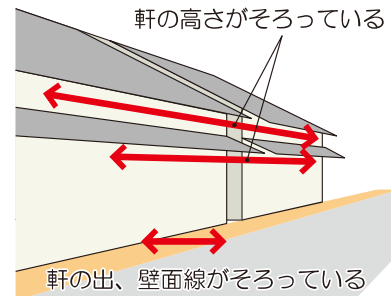
【基準】

- 周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めることとします。
- 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣り合い良く配置することとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮することとします。
- 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置するなど、街並みの連続性に配慮することとします。ただし、周辺の家屋が前面道路と敷地との境界から壁面を後退させているなど、街並みの連続性が感じられない場合は、隣地との境界部に植樹するなど潤いのある街並みの創出に配慮することとします。

■ 基本的な考え方

□ 壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努める。

- ・ 伝統的な様式の建築物などが概ね2以上連続している場合は、街並みの連続性を保つため、周辺の建築物などの壁面線にあわせた形態、意匠としましょう。
- ・ 伝統的な様式の建築物などが1棟しかない場合においても、景観上特に重要な建築物である場合には街並みの連続性に配慮しましょう。



□ 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、街並みの連続性に配慮する。

- ・ 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置するなど、街並みの連続性に配慮しましょう。



壁面線が統一された家並



道路に面した駐車場に周辺の景観と調和した門や塀を設置することで、街並みの連続性を確保しているイメージ

□ 敷地内の樹木を修景に活かせるよう配慮する。

- ・ 敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できるかぎり修景に活かせるよう建築物などの配置に配慮しましょう。優れた樹木の保存が難しい場合は、事前に移植の適否を調査し、できるかぎり周辺に移植し、樹勢の回復に努めましょう。

2) 形態

【基準】

- 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。
- 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻などの形態の屋根を持った地区または山稜もしくは樹林地がある地区では、原則として勾配のある屋根とし、日本瓦ぶきまたはこれに類する素材を用いるなど和風の街並みに配慮することとします。
- 周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めることとします。
- 勾配屋根は原則として適度な軒の出を有することとします。
- 道路に面する1、2階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設けるなど和風の街並みに配慮することとします。
- 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。
- 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすることとします。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ることとします。
- 太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を屋根の上に設置する場合は、旧東海道から望見できる場所には設置しないよう努めることとします。やむを得ず、旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、和風の街並みとの調和に配慮することとします。

■ 基本的な考え方

□ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。

- ・ 一体性のある良好なまちなみ景観を形成するため、既存の建築物等の形態のまとまりに配慮しましょう。
- ・ 一方で建築物が、あまりにも規格化されすぎると、まちなみに味わいがなくなるおそれがあるため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性や統一感が感じられるようにしましょう。



□ 原則として、こう配のある屋根を設けること。

- ・屋根のこう配の基準は、原則 2/10～7/10 とし、4/10～5/10 を推奨します。
- ・屋根のこう配が 3/10 以下または 6/10 以上の場合は変更をお願いすることがあります。



旧東海道沿道で一般的に見られる屋根勾配 5/10

□ 周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）としましょう。

- ・屋根はシルエットをつくる重要な要素であり、建物の個性を表現するだけでなく、周辺景観に大きな影響力を持ちます。周辺の建築物の多くが平入りの切妻、日本瓦ぶきの屋根を持った地区では、原則としてこう配のある屋根とするとともに、日本瓦ぶきまたはこれに類する素材を用いましょう。
- ・また、歴史的な街並みの連続性を乱さないよう、屋根の向きの統一に努めましょう。

□ 道路に面する 1、2 階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設ける。

- ・勾配屋根に適度な軒の出があることは、建物の形態に一層の安定感が生じ、また、その陰影効果により、建築物の景観の向上にもなります。
- ・適度な軒の出の基準は、75cm 以上を推奨します。
- ・軒の出が 25cm 以下の場合は変更をお願いすることがあります。

□ 道路に面する 3 階の外壁面は、2 階建てが多い街並みとの調和に配慮する。

- ・当地区には 2 階建ての建築物が多く、3 階建ての建築物は周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

旧東海道に面する 3 階の外壁面を道路境界部から後退させることで、圧迫感を軽減すると共に、周辺の街並みとの調和を図りましょう。



統一された屋根の勾配、向きにより、家並の連続性に配慮している例



1 階に軒庇を設けることで、家並の連続性に配慮している例

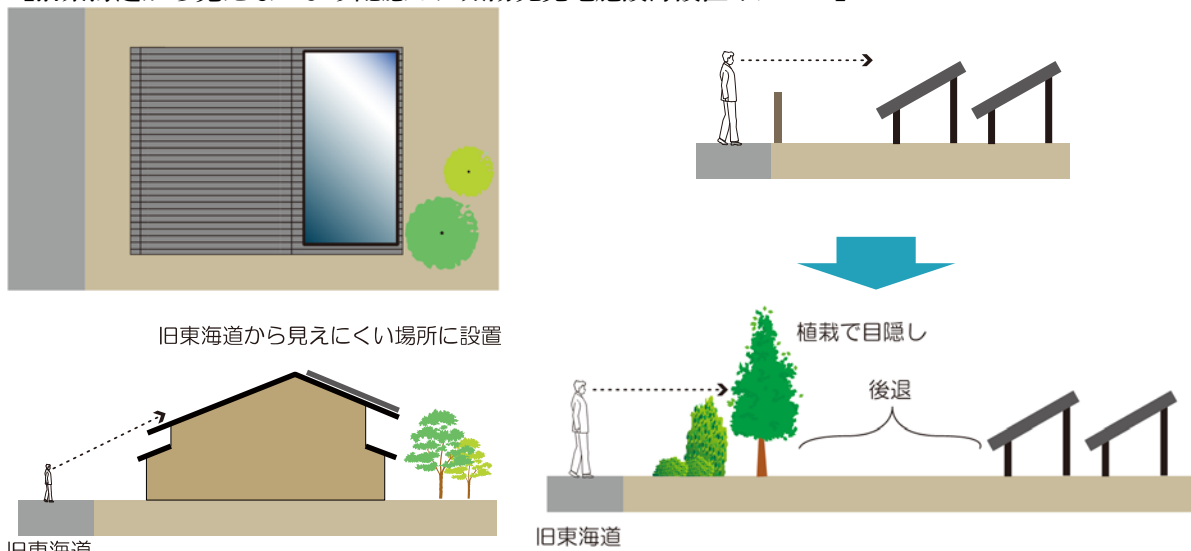


1 階、2 階に軒庇を儲け、3 階部分の壁面線を後退させている例

□ 太陽発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）は、旧東海道から望見できる場所には設置しない。

- ・周辺の建築物等の形状や色彩と異なる太陽発電施設等は、周辺の景観を大きく損なうおそれがあります。
- ・太陽発電施設等は、原則として旧東海道から見えない位置に設置しましょう。
- ・やむを得ず、旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、道路に面する敷地境界からできるだけ後退し、植栽や板塀の設置などにより、道路など公共の空間から太陽光パネルや架台が望見できないように遮蔽措置を講じましょう。
- ・太陽発電施設等を建築物に設置する場合は、屋根の形状・色彩との一体感を確保するようにしましょう。

【旧東海道から見えないよう配慮した太陽光発電施設野設置イメージ】



屋根の形状・色彩との一体感に配慮したソーラーパネルの例

3) 意匠

【基準】

- 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとします。
- 大規模建築物※は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。
- 平滑な大壁面が生じないよう、陰影に配慮したものとします。

■ 基本的な考え方

□ 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の様式を継承した意匠とする。

- ・ 日本瓦の勾配屋根、漆喰や板貼りの壁といった伝統ある素材や意匠の建築物で形成された当地区の家並は、街道らしさが感じられる湖南市を代表する風景のひとつです。
- ・ この特徴ある風景を守っていくため、周辺の伝統的な建築物の様式を継承した意匠を用いましょう。やむを得ず、伝統的な様式の継承が難しい場合は、伝統的な様式との違和感を生じない意匠となるよう、工夫しましょう。



伝統的な様式の建築物の例



周辺の様式を継承した意匠の建築物の例



※大規模建築物：高さ 13m以上若しくは4階建て以上、または延床面積 500㎡を超える建築物。

4) 色彩

【基準】

- けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図ることとします。
- 外観及び屋根の基調色は次のとおりとします。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	6以下	3以上
0.1BG~10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

- 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮することとします。
- 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるように十分考慮することとします。

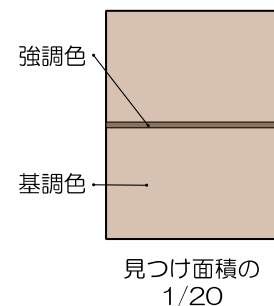
■ 基本的な考え方

□ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。

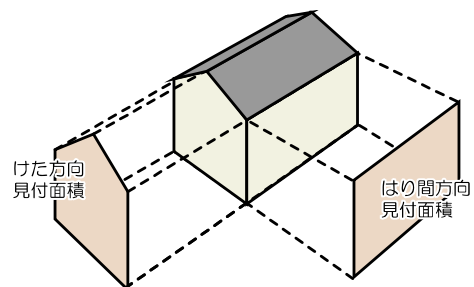
- ・ けばけばしい色彩とは、和風の家並みとの調和を乱す色彩を指します。また、落ち着いた色彩とは、空や樹木の緑、土や水などの自然の色と馴染みやすい、暖色系の低彩度の色を基本とします。
- ・ 漆喰壁の白や屋根瓦のシルバーグレー、格子に塗られたべんがらの色等、地区で伝統的に使われ、慣れ親しんだ慣例色を使うことを基本とします。

□ 外観および屋根の基調色は、色相に応じて上限値と下限値を規定する。

- ・ 基準では、基調色^{※1}について、彩度^{※2}の上限値、明度^{※3}の下限値を定めています。
- ・ 強調色^{※4}として認める範囲は、5パーセント（見つけ面積^{※5}の1/20）までとします。
- ・ 屋根の基調色は、彩度の上限値のみ適用することとします。
- ・ 屋根には日本瓦の黒、グレー、茶等を採用することを推奨します。



- ※1 基調色：最も大きな面積を占め、イメージ全体を左右する色。基本的な割合は、全体の約70%。
- ※2 彩度：色の鮮やかさの度合
- ※3 明度：色の明るさの度合
- ※4 強調色：小さな面積に用いて全体を引き締めるために使う。基本的な割合は、全体の約5%。
- ※5 見つけ面積：張間方向またはけた行き方向の鉛直投影面積のこと。



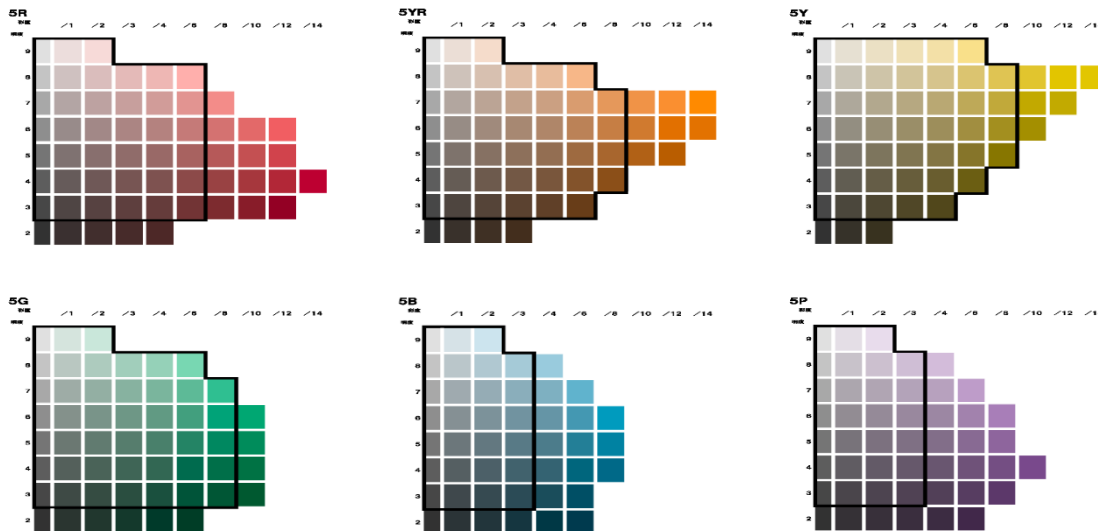
◇基調色の基準

色彩の数は無限ともいえますが、ここでは参考としてJIS（日本工業規格）に定められた基本色相^{※1}（マンセルの主要10色相）における等色相面^{※2}を用いて、使用可能な色の範囲を示しています。黒枠内が建物などの外壁の使用可能範囲です。

下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

参考：JIS標準色票 光沢版 【第8版（JIS Z 8721 準拠）】

日本規格協会 JIS 色票委員会 監修／発行：（財）日本規格協会／製作：（財）日本色彩研究所



※1 色相：色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴付けられます。色相と彩度、明度を合わせて色の三属性といいます。

※2 等色相面：ある色相について、明度と、彩度の度合いを並べたもの。縦軸を明度、横軸を彩度としており、最高彩度は色相によって異なります。

□ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるように配慮すること。

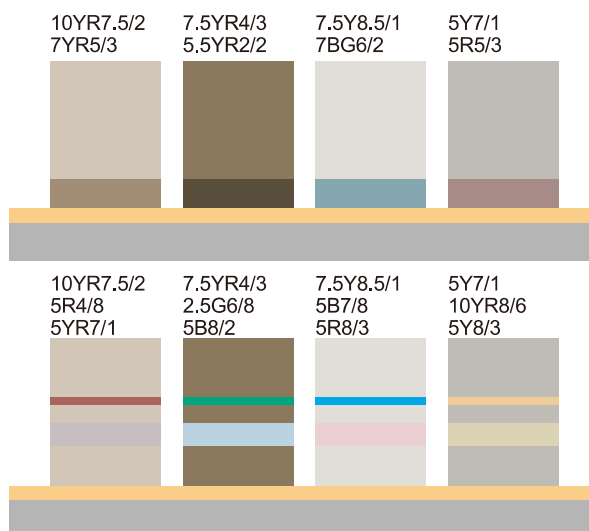
□ 対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう配慮すること。

- ・建築物の外観の色を検討するときには、面積や組み合わせを変えることで、印象が大きく変わることを考慮し、まとまりと落ち着きが出るよう色の組み合わせを考えましょう。
- ・特に、複数の色を使用する場合は、屋根と外壁および、外壁の基調色、強調色のバランスや組み合わせについてよく検討することが必要です。
- ・対比調和は、建築物単体で考えるのではなく、周辺の景観の影響を踏まえて検討することが大切です。

【景観に調和する配色のイメージ】

複数の色を用いる場合は、多色を避け、2～3色程度とすると、周辺との調和を図りやすくなります。その際、明度の低い色を下層に持ってくると、安定した印象を感じさせることができます。

3色以上を用いる場合は、落ち着いた色（明度4～8、彩度3以下程度）を基調とし、強調色との対比調和に配慮します。



5) 素材

【基準】

- 周辺景観になじみ、かつ長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。
- 不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分に使用することは避けることとします。
- 周辺の建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮することとします。

■ 基本的な考え方

- 和風の街並みになじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用する。
- 和風の建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用いる。
 - ・ 建築物の外装の素材はさまざまであり、その使用によって、重厚な印象、軽快な印象、暖かい印象、冷たい印象等を感じさせます。
 - ・ 古くから用いられてきた木、竹、石、レンガ等の外装材は、周辺景観への調和を図りやすいだけでなく、時間とともに味わいが生じ、長い期間にわたって良好な、風格の景観の形成に寄与する素材といえます。外壁の素材を選択する場合には、周辺の建築物等と異なる意匠や素材はできるだけ避け、可能な限り伝統的な自然素材を使用し、周辺の景観に溶け込ませるようにしましょう。
 - ・ 建築物の規模や、部分によって自然素材等を使用することができない場合は、周辺の建築物と同様の素材やそれらを模したものを使用するとともに、周辺の自然と人工物である建築物の一体感をもたせるため、建築物の周囲を緑化するようにしましょう。
 - ・ 良好な景観を長期間にわたって維持していくため、外装材は風雨や日照等の影響により腐食や退色等を起こさないものを用いましょう。
 - ・ レンガやレンガ風の外壁は、旧東海道の和風の街並みに調和しないため、避けましょう。



伝統的な素材を用いた建築物の例



焼杉板の塀の例



古くからある材料との調和に配慮して改修された建築物の例



日本瓦に似せた金属屋根の例

6) 敷地の緑化措置

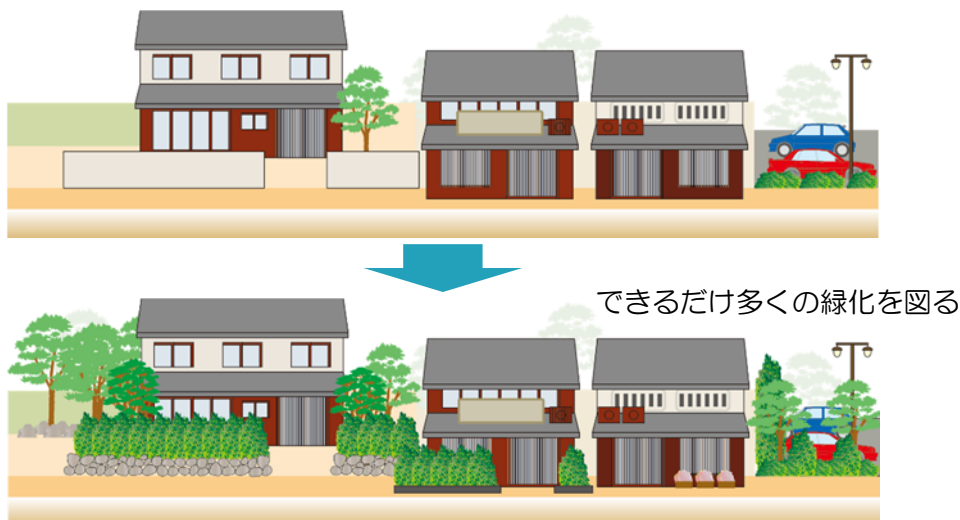
【基準】

- 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。
- 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じることとします。
- 大規模建築物※又は大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつてはこの限りではありません。
- 大規模建築物にあつては周囲に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。
- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。

■ 基本的な考え方

- 建築物が周辺景観と融和し、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。
 - ・ 敷地内の修景と併せて、周辺の景観との調和が得られるよう、建築物の高さやボリュームに見合う樹種で構成しましょう。
- できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じる。
 - ・ 緑は建築物等を飾り、引き立たせ、また、それによって周辺の景観とのつながりを持たせるとともに人工物と人工物の間のクッションの役目を果たし、四季折々に変化することとあいまって景観に潤いを与えるものです。
 - ・ 特に大規模建築物や駐車場の周囲に配された緑は、景観の阻害要素を遮へいするだけでなく、まちなみ景観の魅力を高める効果があるため、積極的に緑化を進めましょう。
 - ・ 壁面緑化なども検討するなど、周辺の景観との調和にも配慮しながら敷地全体にわたり積極的な緑化に努めましょう。

【敷地内の緑化のイメージ】



※大規模建築物：高さ13m以上若しくは4階建て以上、または延床面積500㎡を超える建築物。

- 建築物の高さを考慮した樹種および樹木とその植栽位置を考慮する。
- 大規模建築物^{※1}にあっては、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化する。

※具体的な緑化面積の算定基準については、「湖南省景観づくりのガイドライン」P49を参考にしてください。

- ・緑化は、原則として高木の樹木を中心とし、建築物の人工的なエッジラインを緩衝させる位置に植栽するとともに、低木を適切に配置するように努めましょう。特に道路に面する部分の緑化に努めましょう。
- ・敷地の20パーセント以上が緑化されていない場合、原則として不適合とします。ただし、別途、地区計画（都市計画法第12条の4）により、緑化に関する基準が定められ、基準に基づく緑化措置が行われる場合を除きます。

- 植栽に当たっては、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

- ・樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるため、植栽地の気象条件や土壌条件を十分考慮する必要があります。
- ・樹種の選定に当たっては、その地区の自然植生^{※2}を目安とした樹種を採用するとともに、外来種^{※3}の採用はできるだけ避けましょう。
- ・また、花や紅葉の美しい樹木など、季節による景観の変化に配慮した植栽を行いましょう。
- ・緑は、まとまりや連続性をもたせることで、生態系としての価値や自然とのふれあいの質が高まります。周辺の緑の連続性やまとまり、生物多様性に配慮して緑化を進めましょう。

※1 大規模建築物：高さ13m以上若しくは4階建て以上、または延床面積500㎡を超える建築物。

※2 自然植生：その地区の土地の環境の下に、古くから成立している植生のこと。

※3 外来種：もともとその地区にいなかったのに、人間の活動によって他の地区から入ってきた生物のこと。



街道のイメージに配慮した緑化の例



小さなスペースを効果的に緑化している例



7) 樹木等の保全措置

【基準】

- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。

■ 基本的な考え方

□ 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残す。

- ・敷地内に生育する樹林等は、その地区の景観の向上に重要な役割を果たしています。
- ・やむを得ず伐採を行う場合は、周辺景観への影響に配慮し、必要最小限にとどめましょう。

□ 敷地内に生育する樹姿または樹勢が優れた樹木を修景に生かす。

- ・敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できるかぎり修景に生かせるよう建築物等の配置に配慮しましょう。優れた樹木の保存が難しい場合は、事前に移植の適否を調査し、できるかぎり周辺に移植し、樹勢の回復に努めましょう。



地域で大切にされている弘法杉（市指定文化財）



街道沿道の敷地内の樹木

2 垣、さく、へい（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築

【基準】

- 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。
- 特に、旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀、自然石積みなどを基本とし、これにより難しい場合は、これらを模したものとすること。この場合、できる限り本物に似せることとし、経年変化によって本物が醸し出す風合い・味わいと、模したものとに景観上の大きな差が生じないようにすることとします。
- けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。
- 基調色は次のとおりとします。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~10G 赤・橙・黄・黄緑・緑系	6以下	3以上
0.1BG~10RP 青緑色・青・紫・赤紫系	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1）

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

■ 基本的な考え方

□ 旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀、自然石積みなどを用いる。

- ・ 旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合には、生け垣や、周辺の建築物等の雰囲気に調和する形態や意匠等を工夫するとともに、可能な限り自然素材を使用し、周辺の景観に溶け込ませるようにしましょう。
- ・ やむを得ず自然素材以外の材料等を用いる場合は、できる限り本物に近い、これらを模したものとしましょう。
- ・ 経年変化によって本物が醸し出す風合い・味わいに配慮し、良好な経年変化となりにくいものについては、適宜メンテナンス等を行うことで、景観上の大きな差が生じないように、配慮しましょう。



歴史街道野雰囲気に調和する生け垣と板塀の例

P 18	1	建築物の新築、増築または改築	2) 形態
P 20	1	建築物の新築、増築または改築	3) 意匠
P 21	1	建築物の新築、増築または改築	4) 色彩
P 23	1	建築物の新築、増築または改築	5) 素材



次世代へつなげよう！落ち着いたある東海道の街並み

～ 歩いて感じよう、こころ安らぐ きずな街道 ～

三雲学区の歴史は、東海道と切っても切り離せません。東海道は、三雲学区にとって重要な地域資源であり、地域のアイデンティティー、地域への愛着と誇りを抱かせるシンボルです。

東海道沿いには、地域の歴史を物語る様々な史跡やいわれのある場所、伝統行事の舞台となる神社仏閣などがあります。

また、東海道に面して昔ながらの家屋や板塀、手入れの行き届いた生垣、土塀などが連なり、街道らしい風情ある街並み景観をつくりだしています。

そして、先人が積み重ねてきた歴史文化の香りを街並みから感じ取りながら、私たちは、花のプランターやガーデニングで街道を歩きかう人々の目を楽しませようとしたり、道中の安全を祈ってお地蔵さんの花が枯れないように生け換えたり、手作りの休憩所を設置するなど、おもてなしの活動にも取り組んでいます。

かつては日本の各地に当たり前にあった昔ながらの温かみのある風景、おもてなしの心ですが、三雲学区のように今も残されている地域は少なくなってきました。もしも、街道らしい独特の風情を醸す東海道の街並み景観から、瓦屋根や格子、板塀などがすっかりと失われてしまったとしたら、三雲学区はとても大きな地域資源を喪失してしまうことになります。

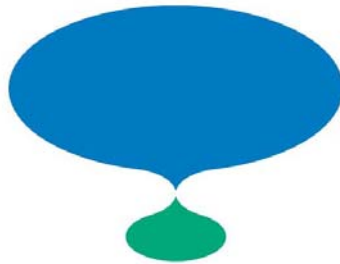
街道らしい風情ある街並み景観の喪失は、地域に対する住民の愛着と誇りが損なわれたり、若者の流出に拍車がかかったり、おもてなしの活動が衰退してしまうなど、大きな影響を与える可能性があります。

私たちは、三雲学区景観まちづくりワークショップを通じて、『東海道の街並みの魅力を再確認し、これからも街道らしい風情ある街並み景観を継承していきたい』、という想いが共通のものであることを確かめました。

そして、その想いを現実のものとするために、街並み景観に関するルールの検討や自分たちにできる街並みづくり活動など、何らかの方策を講じるべきである、との想いに至りました。

今後は、東海道の街並みを継承するための具体的な取り組みを検討するなど、実践、実現に向けて継続的に進めていくことが大事です。

まずは、私たち住民一人ひとりが街並みをつくったり、継承したりする当事者としての意識を持ち、東海道を散策して季節ごとの楽しみを見つけたり、自ら花を育てて潤い豊かな景観づくりに協力するなど、身近な活動から始めていきます。



風景画は、景観審議会委員 河野 幸雄さんの作品です。

主管課名：湖南省役所 建設経済部 都市政策課

所在地：滋賀県湖南省中央一丁目1番地

電話番号：0748-72-1290（代表）

FAX 番号：0748-72-7964